

令和5年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

令和4年11月15日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

- 経済社会の構造変化は、地方税制にも大きな影響を及ぼすと考えられ、地方税収を安定的に確保するため、中長期的な視野から税制のあり方について検討を行いつつ、新たな課題に対しては時宜に応じた対応が必要。
- 地方税は、地方団体が提供する住民生活に密着した行政サービスを支える中核的な財源。地方税の充実確保と併せて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが必要。

第二 令和5年度地方税制改正等への対応

地方法人課税

- 外形標準課税の対象法人数の減少要因は、減資によるものが多い。純粋持株会社及び100%子会社の数は、増加傾向。
- 資本金1億円以下への減資や、持株会社化・分社化により資本金を1億円以下に設定する動きについては、課税方式の選択を意図した企業行動につながっている場合もあるとの指摘。
- 公平性・税収の安定性が損なわれる事態が懸念され、制度的な対応の検討が必要。
- 小規模な企業への影響等に配慮し、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、追加的な基準を付け加えることを引き続き検討。
- 国際課税（第1の柱）に関する地方税の対応については、我が国の地方団体に対しても一定の課税権の配分が考えられ、多国間条約の規定等の議論の進展を踏まえつつ、引き続き検討。
- 第2の柱については、3つのルールについて、制度の性格や課税の対象が異なることを踏まえて検討。QDMTT^(注)については、地方団体に対する一定の課税権の配分が考えられ、制度の具体化に取り組むことが必要。

(注) Qualified Domestic Minimum Top-up Tax 国内ミニマム課税

車体課税

- 環境性能割の持つ政策のインセンティブ機能を強化するとともに、種別割に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象の重点化を引き続き促進することが適当。
- 公平性等の観点から、EV等は出力等により財産的価値や道路損傷等を適切に反映する形で種別割の税率を定めること、HVはグリーン化特例（経年車重課）の対象に加える方向で検討することが必要。
- 応益課税の原則や社会インフラの維持管理等の観点を踏まえて、税収が安定的に確保されるよう、制度を見直していくことが不可欠。

固定資産税

- 令和3年度及び令和4年度における特別な措置により拡大した負担水準の不均衡を是正し、負担の公平性を図る観点から、令和5年度以降は負担水準の均衡化に向けた負担調整の仕組みを確実に適用すべき。

地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

- 地方税関係通知については、eLTAX等を活用し納税者等に電子的に送付する仕組みを、関連システム所管省庁とも連携して検討し、可能なものから早期の実現を目指していくことが重要。